

条例、諸外国における塗装施設の取扱い

	根拠法令	裾切り指標	裾切り 数値	既設施設に対する猶予期間	対象施設
埼玉県	埼玉県生活環境 保全条例	炭化水素類等 1 日使用量 (1事業所合計)	500kg	・ 5年 (1事業所合計の炭化水素類等の 使用量が1日 1000kg 未満、1事 業所合計の揮発性物質の使用量 が1ヶ月 10000kg 未満)  ・ 3年(上記以外の施設)	使用施設(塗装の用に供する施設(塗装、乾燥又は焼付け を行う施設をいう。))
		炭化水素類等に含 まれる揮発性物質 の1ヶ月使用量 (1事業所合計)	5000kg		
千葉県	千葉県炭化水素 対策指導要綱	炭化水素発生の 合計量 (1事業所合計)	500kg (既設は 1000kg)	5年	使用施設 (製品塗装等炭化水素を使用する施設及び作業工程(乾燥に 係る施設及び作業工程を含む。))
大阪府	大阪府生活環境 の保全等に関する 条例	排風機の能力	100m <sup>3</sup> /分	6ヶ月	物の製造に係る塗装の用に供する施設で、次に掲げるもの イ 吹付塗装施設
			10m <sup>3</sup> /分		ロ 乾燥・焼付施設
米国	大気清浄法	なし		なし	自動車、大型家電製品、金属コイル、飲料用缶、事務機器 プラスチック部品の塗装
		年間塗料使用量	3.8kl		金属家具の表面塗装
		年間溶剤使用量	95t		ポリマーコーティング
EU	特定の活動及び設 備における有機溶 剤の使用による VOC 放出の抑制の ための理事会指令	年間溶剤使用量	0.5t	8年	自動車修理業
			5t		巻線の塗装、その他の塗装(金属、プラスチック、繊維、 織物、フィルム及び紙の表面を含む)
			10t		皮革の塗装
			15t		木質の表面塗装、車輛の塗装
			25t		コイル塗装